

「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」（案）に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 令和6年1月29日（月）～2月19日（月）
- 2 寄せられたご意見 27件

No.	ご意見の概要	左記に対する考え方
<b>第1章 計画策定の趣旨等</b>		
1	<p>不安、孤独、障害、病気、DVなど、女性の抱える問題は多様化・複雑化しており、困難な問題を抱える女性の定義を変える必要がある。そうした問題を抱える女性をしっかりと支援してほしい。</p> <p>困っている女性が行政の相談窓口へたどり着けていないので、つながることができるようにしてほしい。</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律において、「『困難な問題を抱える女性』とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。」と規定されています。そのような様々な事情により問題を抱える女性を支援するために、本計画に基づき、取組を進めてまいります。</p> <p>また、行政の相談窓口につながっていない女性が支援を受けられるよう、民間団体・関係機関等と連携した支援に取り組んでまいります。</p>
2	<p>DV被害者であれば性別を問わずに支援の対象になることを明記してはいかがか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、注釈を追記いたします。</p>
3	<p>支援活動のPDCAを確実に回すために、計画の進捗状況の検証を定期的に（例えば年度ごとに）実施するよう計画に織り込むことが好ましい。</p> <p>また、関係者が情報を共有できるように検証結果の公開が望まれる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「計画の進行管理」の項目を追記いたします。</p> <p>検証結果の公開についても、検討してまいります。</p>
<b>第2章 現状及び課題</b>		
4	<p>支援員は人手不足だと思うが、雇用条件に問題があると思う。給料が安く、生活していけない。</p> <p>もっとサバイバー（DVや性暴力等の被害者）も支援員として採用すべきだと思う。</p> <p>古い考えに固執している相談員は辞めさせてほしい。DV被害を受けた人に、配偶者暴力相談支援センターを紹介したことがあるが、相談員の対応に失望した。</p>	<p>女性相談支援員をはじめとする職員の処遇改善について検討するとともに、人材の確保及び育成に努めてまいります。</p>

No.	ご意見の概要	左記に対する考え方
5	<p>DVの調査（男女共同参画に関する県民意識調査）の質問事項が不適切。「暴力」に焦点を当てすぎている。「このような暴力は何回あったか」などの質問は、混乱や過剰な意識につながり、正しい調査にはならないと思う。</p> <p>DVは「支配とコントロール」であり、「暴力」はあくまでも支配するための「手段」であるから、いかに「支配」されているかに焦点を当てた質問がよいと思う。例えば、「夫が怖いですか？逆らえないと思いますか？」「お金は自分で自由に使えますか？」などを聞けばよいと思う。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>シェルターに入所するケースが少ないそうだが、保護が必要な人はたくさんいるのに、なぜ入所に至らなかったのか。入所決定の基準が厳しすぎるのではないか。現在はまだシェルターは売春防止法に基づいているから、「監視」、「管理」の面が強い。セキュリティを重視するのは大事だが、今どきスマートフォンやお金を取りあげて監視するのは時代遅れ。今後の住む場所や仕事を探すためにもスマートフォンは必要だ。</p> <p>シェルター職員のスキル向上はもちろんのこと、臨床心理士も配置してほしい。</p>	<p>ご指摘の点については、課題であると考えており、支援対象者の状況に応じた適切な支援のあり方を検討してまいります。</p>
7	<p>「30歳未満の人々からの相談が少ない」との記載があったが、単に「支援窓口の存在を知らない」というだけではないと思う。行政はやはり頭がかたいというイメージが強く、行政に期待もしていない。「わかってもらえない感」が強いとも考えられる。</p> <p>シェルターに入ると制約が多いため、敬遠している。</p>	<p>ご指摘のとおり、行政の相談窓口にたどり着いていない人がいると考えられることから、民間団体・関係機関等と連携し、気軽にかつ安心して相談できる環境の整備、支援対象者の個々の状況に応じた支援に取り組んでまいります。</p>
<p>第4章 具体的な取組、数値目標</p>		
8	<p>第1章で、「なお、この計画において支援の対象となる「女性」には、性自認が女性であるトランスジェンダーの人を含みます。」と示されているが、トランスジェンダーの人を包括することについて、具体的な取組の中でもっと強調してよい。</p> <p>支援対象者、特に困難を抱えるトランスジェンダーが適切な支援にアクセスできるように、支援センターの名称にトランスジェンダーを示す表現を用いたり、支援策の周知活動の中でトランスジェンダーへの支援を明示したりするなど、トランスジェンダーを対象にすることがもっと分かりやすくなるとよい。</p>	<p>トランスジェンダーの人が相談しやすい環境の整備に取り組んでまいります。いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見の概要	左記に対する考え方
9	<p>女性相談員の必要性自体が軽視されているように感じる。DVやモラルハラスメントに遭った女性が怯えた状態で「男性相談員が担当だったらどうしよう…」と思うことは考えないのか。「いつでも安心してお越しく下さい」と言えるような体制を示すべき。</p> <p>口コミで、実際に使った人からの「安心した」「大丈夫だった」という声が相談者から自主的にあがってこそ、若い世代も相談できるようになると思う。</p> <p>実際に利用したことのある女性に、不安に感じていたことなどをヒアリングしてみたい。</p> <p>警察で二次加害に遭った人をも県が拾えたらよい。</p>	<p>女性が安心して相談できる環境の整備に努めてまいります。いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>個別支援・個別対応が必要。支援の限界はあると思うが、マニュアル通りの支援でなく、合理的な範囲で、最大限の支援をしてほしい。</p> <p>障害者が人間として扱われておらず、人間以外の生き物として扱われていると感じることがある。平等と公平という言葉があるが、ハンディがある方と健常者を同じ土俵にあげて対応をすることがないようにしてほしい。</p> <p>マニュアル通りの支援では、支援を受けることができずに自殺を選ぶような人もいます。命を最優先にする支援をお願いしたい。</p>	<p>民間団体・関係機関等と連携しながら、支援対象者の個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組んでまいります。いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>問題を抱える女性は、一般的に、弱い、風変わりというイメージを持たれているため、恥ずかしさや罪悪感を持っていることが多い。しかし、決してルールに背きたいと思っていないわけではない。</p> <p>支援する側は、相談者の選択を尊重すべき。また、みんなが同じ方向を向いて、進んでいけるように、共感し解決手段を提供すべき。</p> <p>支援するに当たり、関係機関とのネットワークを構築してほしい。</p>	<p>支援対象者の意思を尊重するとともに、民間団体・関係機関等と連携しながら、支援対象者の個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組んでまいります。いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>建造物については、バリアフリー、ノーマライゼーションの視点から整備してほしい（例えばトイレなど）。</p> <p>インターネットで相談員等に連絡することができ、安心して生活できるシェルターであれば、それがアパートの一室でも構わない。各地にシェルターが点在している方が、追跡から逃れることができるのではないか。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見の概要	左記に対する考え方
13	ペットがネックになって、自宅からの避難やシェルター入所ができないというケースはとても多い。動物愛護団体と連携して、何か考えられないか。	いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
14	空き家をDVシェルターに活用できないか。県内各地に保護も可能なワンストップセンターがあるといいと思う。	いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
15	<p>「③ 一時保護の実施」について、「生来女性に限る」等と明示すべき。</p> <p>外国では、シェルター内に異性自認男性が入れられたことによる強姦被害などが出ている。</p> <p>安心を求める方々に対して、適切に必要な発信をお願いします。</p>	<p>p1に記載しているとおりに、本計画における支援対象者は、困難な問題を抱える女性やDV被害者です。DV被害者については、性別を問いません。</p> <p>支援対象者の一時保護については、女性相談支援センターの一時保護所において行うほか、個々の支援対象者の状況に応じた適切な保護を行う観点から、必要に応じて民間団体に委託して実施することとし、支援対象者が安心できる環境の整備に取り組んでまいります。</p>
16	「⑧ 様々な配慮を必要とする人々への支援」に、「性的マイノリティ」とあるが、これはp1※1に記載される「性自認が女性であるトランスジェンダー」、法的に女性である性的マイノリティとされる方々、およびDV被害者である男性の性的マイノリティからなる群と考えてよいか。	<p>当該箇所の「性的マイノリティ」とは、p1の「支援対象者」（困難な問題を抱える女性（※）やDV被害者）のうち、性的マイノリティである人です。</p> <p>※性自認が女性であるトランスジェンダーの人を含みます。</p>
17	「⑧ 様々な配慮を必要とする人々への支援」について、困難を抱える“生来女性”に限るのか。生来女性以外も対象に入れるとすれば、「女性」支援とはいったい何なのか。丁寧に考えて予算運用・記載してほしい。	<p>p1に記載しているとおりに、本計画における支援対象者は、困難な問題を抱える女性やDV被害者です。DV被害者については、性別を問いません。</p> <p>「⑧ 様々な配慮を必要とする人々への支援」では、上記の支援対象者のうち、様々な配慮を必要とする人々への支援について記載しています。</p>
18	外国人への支援に当たっては在留資格が課題になることが多いこと、個々のケースに応じてスムーズに帰国につなげることが望まれることから、「⑧ 様々な配慮を必要とする人々への支援」において、「関係機関」として、出入国在留管理庁を明記してはいかがか。	支援に当たって連携すべき関係機関は支援対象者の状況等に応じて様々であると考えられることから、個別の機関名については記載しておりませんが、地方出入国在留管理局をはじめとする関係機関とも適切に連携してまいります。
19	相談窓口の広報について、ショッピングモール等で堂々で行われるとよい。	いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	ご意見の概要	左記に対する考え方
20	<p>そもそもなぜ被害者が家も仕事も何もかも捨てる結果になるのか。子供も転校しなくてはいけなかったりする。DV加害者に対して、強制的に更生プログラムを受けさせることや、接近禁止命令を出して厳しく取り締まることはできないか。</p>	<p>DV加害者への対応としては、石川県こころの健康センターにおいて、加害者に対する暴力抑止相談を実施しています。現在、国において、DV加害者プログラムに関する調査研究が行われており、その内容も踏まえながら、より効果的な加害者対策を検討してまいります。</p> <p>また、配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者が接近禁止命令等の申立てを円滑に行えるよう、DV被害者に対する情報提供を行っており、引き続き、適切な支援に努めてまいります。</p>
21	<p>啓発に当たっては、「地域に根ざした啓発活動を行っている男女共同参画推進員への情報提供や学修の機会などの充実を図り、効果的な啓発・広報を行う。」旨の記載を検討してほしい。</p>	<p>男女共同参画推進員をはじめとする関係者との連携は重要であると考えており、男女共同参画推進員に対して、引き続き、情報提供等に取り組んでまいります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、第2章2(4)の本文において、「関係機関」を「関係機関・関係者（以下『関係機関等』という。）」に修正いたします。</p>
22	<p>DV・デートDVなどの暴力被害防止の啓発については、「性別を限定しない相談窓口を広く周知するとともに、関係機関との連携を強化し相談しやすい相談体制の充実を図る」旨の記載を検討してほしい。</p>	<p>相談窓口を周知する際、支援対象者の性別を限定していない相談窓口については、その旨も併せて周知するよう努めてまいります。</p> <p>また、関係機関等との連携を強化し相談しやすい相談体制の充実を図ります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、「基本目標4 民間団体・関係機関等との協働」が基本目標1～3の各取組を支える横断的な目標である旨を追記いたします。</p>
23	<p>自治体、関係機関、民間団体ともに活動においては既存リソースの活用をためらわずに行うよう、記載してはいかがか。社会における人手不足、社会保障費の負担感の増加などがあり、極力リソース効率を考えた活動であることが望まれる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「あらゆる社会資源の活用を検討する」旨を追記いたします。</p>
24	<p>多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村には注意深く、そして広く市民から、情報収集に努めることを望む。</p> <p>なお、本支援は一部の団体、支援者、被支援者にとどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、前記の情報収集も一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望む。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「民間団体については、すべての団体が適切であるとは限らないという指摘もある。このことから、民間団体との連携に当たっては、支援対象者や民間団体・関係機関等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応に努める」旨を追記いたします。</p> <p>また、関係機関等との幅広い連携に努めてまいります。</p>

No.	ご意見の概要	左記に対する考え方
25	<p>民間団体との連携について、厚生労働省が令和5年3月24日に出した「若年被害女性等支援事業に関するQ&amp;A」を本事業でも遵守することを望みます。</p> <p>また、NPO等の民間支援団体について、市民の緩やかな監視がなされることでその業務の適正化が進み、団体活動の正当性が担保できることから、県・市町村には把握する各団体の情報を極力公にする、および／または市民の求めに応じて極力開示することを望みます。</p>	<p>「若年被害女性等支援事業に関するQ&amp;A」を遵守するとともに、法令に基づき適切に対応してまいります。</p>
26	<p>目標の項目に、例えば何人の自立につなげたかなど、支援そのものの効果を加え、数値目標とするか、またはモニタリング項目として設定してはいかがか。</p>	<p>支援対象者の状況が様々である中、個々の状況に応じた適切な支援を行うことが必要であり、支援そのものについて数値目標を設定することは難しいと考えております。</p>
その他		
27	<p>例えば、東京都での若年被害女性等支援事業では、住民監査請求がなされるなど混乱が続いており、国会でも多くの質疑が交わされている。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかり行い、透明性の高い支援活動となることを望む。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>